

乙第1号議案から
乙第30号議案まで

令和4年第7回沖縄県議会(定例会)議案

(その2)

令和4年11月30日提出

沖 縄 県

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第1号議案	個人情報の保護に関する法律施行条例	1
乙第2号議案	沖縄県個人情報保護審査会設置条例	5
乙第3号議案	沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	9
乙第4号議案	沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	40
乙第5号議案	沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	42
乙第6号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	43
乙第7号議案	沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	44
乙第8号議案	沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	45
乙第9号議案	沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	46
乙第10号議案	工事請負契約について	47
乙第11号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	48
乙第12号議案	土地の処分について	49
乙第13号議案	債権の放棄について	50
乙第14号議案	訴えの提起について	52
乙第15号議案	指定管理者の指定について	54
乙第16号議案	指定管理者の指定について	55
乙第17号議案	指定管理者の指定について	56
乙第18号議案	指定管理者の指定について	57
乙第19号議案	指定管理者の指定について	58
乙第20号議案	指定管理者の指定について	59

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第21号議案	指定管理者の指定について	60
乙第22号議案	指定管理者の指定について	61
乙第23号議案	指定管理者の指定について	62
乙第24号議案	指定管理者の指定について	63
乙第25号議案	指定管理者の指定について	64
乙第26号議案	指定管理者の指定について	65
乙第27号議案	指定管理者の指定について	66
乙第28号議案	指定管理者の指定について	67
乙第29号議案	沖縄県北部医療組合の設立について	68
乙第30号議案	当せん金付証票の発売について	72

乙第1号議案

個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業の管理者及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

（法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する情報公開条例の規定により開示することとされている情報）

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条第2号ウに掲げる情報（法第78条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる情報に該当するものを除く。）とする。

（開示決定等の期限の特例）

第4条 実施機関がする開示決定等に係る法第83条及び第84条の規定の適用については、法第83条第1項中「30日」とあるのは「14日」と、法第84条中「60日」とあるのは「44日」とする。

（開示請求に係る手数料等）

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、0円とする。

2 実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。第7条において同じ。）の開示決定に基づき地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第6条 法第119条第3項の規定により納めなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納めなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円
(審査会への諮問等)

第7条 実施機関（第1号に掲げる場合にあっては、知事に限る。）は、次に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、沖縄県個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正しようとする場合
 - (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
 - (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (運用状況の公表)

第8条 知事は、実施機関に対し、個人情報保護制度の運用状況について報告を求めることができる。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(沖縄県個人情報保護条例の廃止)

2 沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(沖縄県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第12条の規定によるその職務上知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第7項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務（以下「旧個人情報取扱事務」という。）に従事していた者

(2) この条例の施行前に旧実施機関から旧個人情報取扱事務の委託を受けた事務に従事していた者

(3) この条例の施行前に旧実施機関が公の施設の管理を行わせていた指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う公の施設の管理業務に従事していた者

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書（旧条例第2条第3項ただし書に規定する公文書をいう。）又は指定管理者が管理していた文書（公の施設の管理業務に関するものであって、図画及び電磁的記録を含む。以下同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前に旧実施機関の職員であった者

(2) 前項第2号及び第3号に掲げる者

- 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）又は指定管理者が管理していた文書に記録された旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 この条例の施行の際に旧条例第50条第1項の規定により置かれた沖縄県個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る同条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 7 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反してこの条例の施行後に秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 この条例の施行前に旧条例第13条、第29条又は第37条の規定による請求がされた場合における旧保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 9 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、この条例の施行後に偽りその他不正の手段により、旧条例第23条第3項に規定する開示決定に基づき旧保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。
- 10 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、全国共通の個人情報保護制度が導入されることに伴い、開示決定等に係る期限の特例その他同法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、沖縄県個人情報保護条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第2号議案

沖縄県個人情報保護審査会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、沖縄県個人情報保護審査会（以下本則において「審査会」という。）を置く。

(担任する事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による実施機関（個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第1号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
 - (2) 個人情報保護法施行条例第7条の規定による実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。）の諮問に応じ調査審議すること。
- 2 審査会は、前項各号に規定する調査審議のほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項について意見を述べ、又は個人情報の保護に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、若しくは建議することができる。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、個人情報保護制度その他の地方行政に関し優れた識見を有する者の中から、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることがある。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職

務を行うものとする。

- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報であって、法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、法第94条第1項に規定する訂正決定等又は法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係るもの）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諒問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、前条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問実施機関をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならぬ。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（調査審議手続の非公開）

第9条 審査会の行う第2条第1項第1号の調査審議の手続は、公開しない。

（庶務）

第10条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（補則）

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関する必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（罰則）

第12条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 個人情報保護法施行条例附則第2項の規定による廃止前の沖縄県個人情報保護条例

(平成17年沖縄県条例第2号。以下「旧条例」という。) 第50条第1項の規定により置かれた沖縄県個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)は、第1条の規定により置かれた沖縄県個人情報保護審査会(以下「新審査会」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧審査会の委員として旧条例第50条第3項に規定する委嘱を受けている者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第4条第1項の規定により新審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例の一部改正)

4 沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例(平成27年沖縄県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表中「沖縄県行政不服審査会」の次に「又は沖縄県個人情報保護審査会」を加える。

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

沖縄県個人情報保護条例を廃止することに伴い、個人情報保護制度に関する調査審議等を行う機関として同条例に規定する沖縄県個人情報保護審査会を引き続き設置する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第3号議案

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の102.5」に、「100分の112.5」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600

	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
再任 用職 員以 外の 職員	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			

	72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000			
	73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200			
	74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500			
	75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800			
	76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000			
	77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200			
	78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500			
	79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800			
	80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000			
	81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200			
	82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500			
	83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800			
	84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000			
	85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200			
	86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300				
	87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600				
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800				
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000				
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300				
	91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600				
	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800				
	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000				
	94		294, 900	342, 600						
	95		295, 200	343, 100						
	96		295, 600	343, 500						
	97		295, 800	343, 700						
	98		296, 100	344, 100						
	99		296, 500	344, 500						
	100		296, 900	344, 800						
	101		297, 100	345, 100						
	102		297, 400	345, 500						
	103		297, 800	345, 900						
	104		298, 100	346, 300						
	105		298, 300	346, 800						
	106		298, 600	347, 200						
	107		299, 000	347, 600						
	108		299, 300	348, 000						
	109		299, 500	348, 500						
	110		299, 900	348, 900						
	111		300, 300	349, 200						
	112		300, 600	349, 500						
	113		300, 800	350, 000						
	114		301, 000							
	115		301, 300							
	116		301, 700							
	117		301, 900							
	118		302, 100							
	119		302, 400							

	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第37条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2 (第5条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号 級	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900

	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
	61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
	62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300		
	63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600		
	64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
	65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
	66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
再任 用職 員以 外の 職員	69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
	72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
	73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		

	75	280, 400	298, 900	321, 600	367, 300	408, 200	420, 600	438, 000		
	76	281, 400	300, 200	323, 300	368, 600	408, 700	420, 900	438, 300		
	77	282, 500	301, 100	325, 100	369, 900	409, 200	421, 100	438, 500		
	78	283, 700	302, 600	326, 800	371, 100	409, 700	421, 400	438, 800		
	79	284, 800	303, 800	328, 400	372, 300	410, 300	421, 700	439, 100		
	80	285, 500	305, 300	330, 000	373, 500	410, 800	422, 000	439, 400		
	81	286, 600	306, 600	331, 700	374, 700	411, 200	422, 200	439, 600		
	82	287, 700	308, 000	333, 400	375, 900	411, 800	422, 500	439, 900		
	83	288, 800	309, 100	335, 000	377, 000	412, 300	422, 800	440, 200		
	84	289, 900	310, 500	336, 700	378, 200	412, 500	423, 000	440, 500		
	85	291, 000	311, 400	338, 100	379, 300	412, 800	423, 200	440, 700		
	86	292, 200	312, 900	339, 600	379, 900	413, 300	423, 500			
	87	293, 100	314, 200	341, 100	380, 400	413, 600	423, 800			
	88	294, 300	315, 700	342, 600	381, 000	413, 900	424, 000			
	89	295, 300	317, 200	343, 900	381, 600	414, 200	424, 200			
	90	296, 500	318, 700	345, 100	382, 200	414, 600	424, 500			
	91	297, 600	320, 100	346, 400	382, 800	415, 000	424, 800			
	92	298, 800	321, 600	347, 700	383, 400	415, 400	425, 000			
	93	299, 300	322, 900	349, 100	383, 700	415, 700	425, 200			
	94	300, 600	324, 200	350, 600	384, 200					
	95	301, 700	325, 600	352, 100	384, 800					
	96	303, 000	326, 900	353, 600	385, 300					
	97	304, 100	328, 100	354, 900	385, 700					
	98	305, 300	329, 400	356, 100	386, 100					
	99	306, 500	330, 700	357, 200	386, 700					
	100	307, 700	332, 000	358, 400	387, 200					
	101	308, 900	333, 400	359, 500	387, 600					
	102	309, 900	334, 300	360, 600	388, 100					
	103	311, 000	335, 400	361, 700	388, 700					
	104	312, 000	336, 600	362, 900	389, 200					
	105	312, 800	337, 700	364, 100	389, 500					
	106	313, 400	338, 800	364, 600	389, 900					
	107	314, 000	339, 800	365, 200	390, 400					
	108	314, 700	340, 900	365, 800	390, 700					
	109	315, 200	342, 100	366, 400	391, 000					
	110	315, 700	343, 100	366, 900	391, 500					
	111	316, 200	344, 100	367, 400	392, 000					
	112	316, 800	345, 000	367, 900	392, 500					
	113	317, 600	345, 900	368, 300	392, 800					
	114	318, 300	346, 800	368, 700	393, 300					
	115	319, 000	347, 800	369, 300	393, 800					
	116	319, 700	348, 800	369, 800	394, 300					
	117	320, 300	349, 800	370, 200	394, 600					
	118	321, 100	350, 300	370, 700	395, 100					
	119	321, 800	350, 900	371, 300	395, 600					
	120	322, 600	351, 500	371, 800	396, 100					
	121	323, 200	351, 800	372, 000	396, 500					
	122	323, 500	352, 200	372, 500	397, 000					

	123	324,000	352,700	373,000	397,400						
	124	324,500	353,100	373,400	397,900						
	125	324,800	353,500	373,900	398,300						
	126		353,900	374,400							
	127		354,400	374,900							
	128		354,800	375,400							
	129		355,200	375,700							
	130		355,600	376,200							
	131		356,000	376,700							
	132		356,400	377,200							
	133		356,600	377,500							
	134		357,100	378,000							
	135		357,500	378,400							
	136		357,800	378,800							
	137		358,100	379,100							
	138		358,500	379,600							
	139		359,000	380,100							
	140		359,500	380,600							
	141		359,800	380,900							
	142		360,300								
	143		360,800								
	144		361,300								
	145		361,600								
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第5条関係)

海事職給料表

職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
		号	給	給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月	額
			円		円		円		円		円		円		円
	1	154,300		179,900		232,300		276,200		324,300		358,900		416,400	
	2	155,300		182,200		234,500		278,000		326,300		361,100		418,900	
	3	156,500		184,700		236,500		279,800		328,300		363,200		421,500	
	4	157,500		187,000		238,600		281,600		330,300		365,600		424,000	
	5	158,500		189,400		240,600		282,900		332,500		367,500		426,200	
	6	159,800		191,900		242,600		284,800		334,000		370,500		428,600	
	7	161,100		194,300		244,700		286,600		335,600		373,500		431,000	
	8	162,400		196,900		246,800		288,400		337,000		376,300		433,400	
	9	163,500		199,200		249,000		289,500		338,200		378,900		435,100	
	10	165,000		201,600		250,900		291,900		340,100		381,600		437,200	
	11	166,700		204,000		252,800		294,100		342,100		384,100		439,400	

	12	168,300	206,500	254,600	296,200	344,300	386,300	441,600
	13	169,600	208,800	256,200	298,400	346,100	389,000	443,300
	14	171,100	211,300	258,100	300,900	348,300	391,700	445,500
	15	172,700	213,900	259,900	303,100	350,400	394,500	447,600
	16	174,300	216,400	261,800	305,400	352,700	397,200	449,800
	17	175,700	218,700	263,400	307,600	355,000	400,000	451,900
	18	177,400	221,100	265,300	309,800	357,400	402,000	454,200
	19	179,100	223,700	267,200	311,900	359,600	404,000	456,500
	20	180,800	226,300	269,100	313,800	361,900	406,000	458,700
	21	182,400	228,500	270,600	315,800	364,100	407,500	460,900
	22	184,400	230,100	272,200	316,700	366,100	409,400	462,700
	23	186,300	231,700	273,700	317,700	367,700	411,200	464,400
	24	188,200	233,300	275,100	318,700	369,200	413,200	466,100
	25	189,900	234,800	276,400	319,700	371,300	414,700	467,500
	26	191,500	236,200	278,000	320,900	373,700	416,200	468,800
	27	193,300	237,700	279,400	322,000	376,100	417,900	470,000
	28	195,100	238,900	280,800	323,400	378,400	419,600	471,100
	29	196,600	240,500	282,000	324,600	380,400	420,600	472,200
	30	198,500	241,200	283,200	326,000	382,500	422,200	473,200
	31	200,500	242,300	284,600	327,500	384,700	423,700	474,200
	32	202,500	243,400	285,700	329,100	386,800	425,300	475,400
	33	204,300	244,600	286,400	330,600	388,500	426,800	475,700
	34	205,900	245,500	287,800	331,900	390,100	428,100	476,700
	35	207,800	246,300	288,800	333,000	391,700	429,400	477,800
	36	209,500	247,200	289,900	334,500	393,500	430,600	478,900
	37	210,900	247,900	290,800	335,900	395,000	431,800	479,800
	38	212,500	248,600	291,700	337,200	396,400	432,800	480,700
	39	214,000	249,400	292,500	338,600	397,900	433,800	481,600
	40	215,600	250,300	293,300	339,800	399,400	434,800	482,500
	41	217,000	251,200	294,100	340,700	399,900	435,200	483,300
	42	218,500	252,100	294,700	341,800	401,200	435,800	484,000
	43	220,100	252,900	295,300	343,000	402,400	436,500	484,700
	44	221,700	253,800	295,800	344,300	403,800	437,200	485,400
	45	223,100	254,500	296,600	345,700	405,200	437,800	485,900
	46	224,300	255,400	297,700	347,100	406,600	438,100	486,500
	47	225,500	256,200	298,600	348,500	408,000	438,700	487,100
	48	226,800	256,900	299,700	349,900	409,300	439,200	487,700
再任 用職 員以 外の 職員	49	228,200	257,300	301,100	350,700	410,600	439,500	488,000
	50	229,400	257,800	302,000	352,100	411,500	440,200	488,600
	51	230,300	258,300	302,900	353,400	412,400	440,900	489,300
	52	231,400	258,600	303,700	354,800	413,300	441,600	489,800
	53	232,700	258,800	304,500	356,100	413,500	442,200	490,300
	54	233,900	259,100	305,300	357,500	413,900	442,900	491,000
	55	235,100	259,400	306,300	358,800	414,400	443,600	491,300
	56	236,300	260,000	307,000	360,200	414,900	444,200	491,900
	57	237,400	260,300	308,100	360,800	415,300	444,600	492,400
	58	238,600	260,600	309,000	362,000	415,500	445,300	
	59	239,800	260,900	310,000	363,100	416,100	446,000	

	60	241,000	261,200	310,900	364,400	416,500	446,700	
	61	242,100	261,500	311,500	365,500	416,800	447,100	
	62	243,200	261,800	312,100	366,100	417,400	447,400	
	63	244,100	262,100	312,700	366,600	418,000	447,700	
	64	245,100	262,400	313,300	367,200	418,600	448,000	
	65	245,700	262,700	313,600	367,600	419,200	448,200	
	66	246,500	263,000	314,300	368,100	419,800	448,500	
	67	247,300	263,200	314,800	368,600	420,300	448,800	
	68	248,100	263,500	315,400	369,100	420,900	449,100	
	69	248,800	263,800	316,100	369,300	421,500	449,300	
	70	249,400			369,600	422,000	449,600	
	71	250,000			370,000	422,600	449,900	
	72	250,800			370,300	423,200	450,100	
	73	251,600			370,800	423,700	450,300	
	74	251,900			371,000	424,300		
	75	252,200			371,500	424,800		
	76	252,500			371,900	425,400		
	77	252,800			372,200	425,900		
	78	253,100			372,700	426,500		
	79	253,400			373,200	427,200		
	80	253,700			373,700	427,800		
	81	254,000			374,200	428,100		
	82	254,300			374,600	428,700		
	83	254,500			375,100	429,400		
	84	254,800			375,600	430,000		
	85	255,100			376,000	430,400		
	86				376,500	430,900		
	87				376,900	431,600		
	88				377,400	432,300		
	89				377,900	432,500		
	90				378,400			
	91				378,900			
	92				379,400			
	93				379,700			
	94				380,100			
	95				380,600			
	96				381,000			
	97				381,500			
	98				381,800			
	99				382,300			
	100				382,700			
	101				383,300			
再任用職員		215,100	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の区分 職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
38	231,500	285,500	346,200	400,300	
39	233,300	287,400	348,400	401,700	

	40	235, 100	289, 200	350, 500	403, 100	
	41	236, 800	290, 600	352, 400	404, 800	
	42	238, 500	292, 700	354, 500	406, 200	
	43	240, 100	294, 700	356, 400	407, 500	
	44	241, 700	296, 900	358, 500	409, 000	
	45	242, 900	298, 900	360, 300	410, 600	
	46	244, 200	301, 300	362, 300	411, 900	
	47	245, 500	303, 500	364, 200	413, 400	
	48	246, 600	306, 100	366, 200	415, 000	
	49	247, 900	308, 300	367, 800	416, 700	
	50	249, 300	310, 700	369, 600	418, 100	
	51	250, 500	313, 000	371, 500	419, 700	
	52	251, 900	315, 200	373, 500	421, 200	
	53	253, 000	317, 300	375, 300	422, 900	
	54	254, 200	319, 100	377, 100	424, 400	
	55	255, 500	320, 700	378, 900	426, 000	
	56	256, 500	322, 300	380, 600	427, 600	
	57	257, 800	324, 200	382, 100	429, 100	
	58	258, 500	326, 300	383, 700	430, 600	
	59	259, 600	328, 400	385, 400	431, 800	
	60	260, 600	330, 400	387, 100	433, 000	
	61	261, 700	332, 500	388, 300	434, 200	
	62	262, 600	334, 600	389, 700	435, 500	
	63	263, 700	336, 800	391, 100	436, 800	
	64	264, 500	339, 000	392, 400	438, 000	
	65	265, 800	340, 700	393, 800	439, 200	
	66	267, 200	342, 900	395, 000	440, 400	
	67	268, 600	344, 900	396, 400	441, 600	
	68	270, 200	347, 100	397, 800	442, 800	
	69	271, 500	348, 900	399, 100	444, 000	
	70	272, 800	350, 800	400, 400	445, 200	
	71	274, 100	352, 800	401, 800	446, 400	
	72	275, 400	354, 800	403, 100	447, 600	
再任用 職員以 外の職 員	73	276, 400	356, 400	404, 400	448, 700	
	74	277, 600	358, 300	405, 800	449, 300	
	75	278, 900	360, 100	407, 200	449, 800	
	76	279, 900	362, 000	408, 500	450, 300	
	77	280, 800	363, 800	409, 700	450, 800	
	78	281, 800	365, 500	410, 900		
	79	282, 800	367, 200	412, 200		
	80	283, 800	368, 800	413, 600		
	81	284, 900	370, 300	414, 900		
	82	286, 100	371, 800	416, 100		
	83	287, 300	373, 300	417, 100		
	84	288, 500	374, 700	418, 300		
	85	289, 500	375, 800	419, 500		
	86	290, 600	377, 200	420, 700		
	87	291, 600	378, 600	421, 900		

	88	292, 800	379, 900	422, 900		
	89	293, 900	381, 200	424, 000		
	90	295, 000	382, 500	425, 000		
	91	296, 200	383, 700	426, 000		
	92	297, 400	385, 000	427, 000		
	93	297, 900	386, 300	427, 900		
	94	298, 900	387, 400	428, 700		
	95	300, 000	388, 700	429, 500		
	96	301, 200	389, 900	430, 300		
	97	302, 200	391, 300	431, 100		
	98	303, 300	392, 300	431, 500		
	99	304, 300	393, 400	431, 900		
	100	305, 400	394, 400	432, 300		
	101	306, 300	395, 300	432, 700		
	102	307, 400	396, 300	433, 000		
	103	308, 500	397, 400	433, 300		
	104	309, 500	398, 500	433, 600		
	105	310, 100	399, 200	433, 900		
	106	311, 000	400, 100	434, 200		
	107	311, 800	401, 000	434, 500		
	108	312, 600	401, 900	434, 700		
	109	313, 500	402, 700	434, 900		
	110	313, 900	403, 600	435, 200		
	111	314, 300	404, 400	435, 500		
	112	314, 800	405, 200	435, 700		
	113	315, 400	405, 800	435, 900		
	114	315, 800	406, 500	436, 200		
	115	316, 300	407, 200	436, 500		
	116	316, 800	407, 900	436, 700		
	117	317, 400	408, 500	436, 900		
	118	317, 900	409, 000			
	119	318, 300	409, 400			
	120	318, 800	409, 800			
	121	319, 300	410, 200			
	122	319, 700	410, 500			
	123	320, 200	410, 800			
	124	320, 700	411, 000			
	125	321, 300	411, 200			
	126	321, 600	411, 500			
	127	321, 900	411, 800			
	128	322, 200	412, 000			
	129	322, 400	412, 200			
	130	322, 700	412, 500			
	131	323, 000	412, 800			
	132	323, 300	413, 000			
	133	323, 500	413, 200			
	134	323, 700	413, 500			
	135	323, 900	413, 800			

	136	324, 200	414, 000			
	137	324, 500	414, 200			
	138	324, 700	414, 500			
	139	325, 000	414, 800			
	140	325, 300	415, 000			
	141	325, 500	415, 200			
	142	325, 700	415, 500			
	143	326, 000	415, 800			
	144	326, 200	416, 000			
	145	326, 500	416, 200			
	146	326, 700				
	147	327, 000				
	148	327, 300				
	149	327, 500				
	150	327, 700				
	151	328, 000				
	152	328, 300				
	153	328, 500				
再任用職員		234, 000	274, 300	303, 000	331, 100	415, 200

備考 1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	164, 400	180, 200	267, 500	296, 000	406, 700
	2	165, 900	182, 300	269, 900	298, 600	408, 200
	3	167, 400	184, 400	272, 200	301, 400	409, 700
	4	168, 900	186, 600	274, 400	303, 800	411, 200
	5	170, 500	188, 600	276, 800	306, 300	412, 600
	6	172, 400	190, 600	279, 100	308, 400	414, 000
	7	174, 200	192, 700	281, 300	310, 700	415, 500
	8	176, 000	194, 800	283, 400	312, 800	417, 100

	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	345,900	370,000	
	39	232,500	261,900	347,900	371,300	
	40	234,200	264,100	349,800	372,900	
	41	235,800	266,600	351,300	374,000	
	42	237,500	268,900	353,100	375,400	
	43	239,100	271,100	354,700	376,800	
	44	240,700	273,200	356,400	378,300	
	45	242,300	275,300	358,200	379,700	
	46	243,800	277,500	359,900	381,300	
	47	245,100	279,600	361,200	382,900	
	48	246,400	281,500	362,800	384,400	
	49	247,500	283,800	364,000	385,800	
	50	248,800	285,500	365,500	387,300	
	51	250,200	287,400	367,100	388,800	
	52	251,300	289,200	368,700	390,200	
	53	252,400	290,600	370,100	391,400	
	54	253,800	292,700	371,600	392,700	
	55	254,800	294,700	373,100	393,800	
	56	255,800	296,900	374,600	394,900	

	57	257,000	298,900	376,100	396,300
	58	258,000	301,300	377,500	397,500
	59	259,100	303,500	378,900	398,700
	60	260,100	306,100	380,200	400,000
	61	261,300	308,300	381,100	401,200
	62	262,000	310,700	382,300	402,200
	63	262,900	313,000	383,500	403,600
	64	263,500	315,200	384,600	404,900
	65	264,500	317,300	385,500	406,100
	66	265,900	319,100	386,700	407,200
	67	267,000	320,700	387,700	408,400
	68	268,300	322,300	388,800	409,500
	69	269,800	324,200	390,000	410,500
	70	271,300	326,300	391,000	411,700
	71	272,600	328,400	392,100	412,900
	72	274,000	330,400	393,300	414,100
	73	274,800	332,500	394,300	414,700
	74	275,800	334,600	395,400	415,500
	75	277,000	336,800	396,500	416,200
	76	278,000	339,000	397,600	416,700
再任用 職員以 外の職 員	77	279,200	340,700	398,500	417,000
	78	280,200	342,600	399,400	417,400
	79	281,400	344,300	400,400	417,800
	80	282,300	346,100	401,400	418,200
	81	283,500	347,900	402,200	418,500
	82	284,300	349,700	403,000	418,900
	83	285,300	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000
	89	290,800	360,000	408,000	421,300
	90	291,700	361,300	408,700	421,600
	91	292,600	362,700	409,200	421,900
	92	293,400	364,100	409,900	422,100
	93	293,700	365,600	410,300	422,300
	94	294,400	366,900	410,700	
	95	295,100	368,200	411,000	
	96	295,900	369,400	411,300	
	97	296,700	370,400	411,600	
	98	297,500	371,400	411,900	
	99	298,300	372,400	412,200	
	100	299,000	373,400	412,400	
	101	299,900	374,300	412,600	
	102	300,400	375,300	412,900	
	103	300,900	376,300	413,200	
	104	301,400	377,300	413,400	

	105	301, 600	378, 100	413, 600		
	106	302, 000	379, 000	413, 900		
	107	302, 300	379, 900	414, 200		
	108	302, 500	380, 900	414, 400		
	109	302, 700	381, 700	414, 600		
	110	302, 900	382, 700	414, 900		
	111	303, 200	383, 700	415, 200		
	112	303, 500	384, 700	415, 400		
	113	303, 700	385, 300	415, 600		
	114	303, 900	386, 200	415, 900		
	115	304, 100	387, 100	416, 200		
	116	304, 400	388, 000	416, 400		
	117	304, 700	388, 800	416, 600		
	118	305, 000	389, 500			
	119	305, 300	390, 300			
	120	305, 600	391, 100			
	121	305, 800	391, 700			
	122	306, 000	392, 500			
	123	306, 200	393, 200			
	124	306, 500	393, 900			
	125	306, 800	394, 500			
	126		395, 200			
	127		395, 700			
	128		396, 300			
	129		397, 000			
	130		397, 600			
	131		398, 100			
	132		398, 600			
	133		398, 900			
	134		399, 200			
	135		399, 500			
	136		399, 800			
	137		400, 100			
	138		400, 400			
	139		400, 700			
	140		401, 000			
	141		401, 300			
	142		401, 600			
	143		401, 900			
	144		402, 200			
	145		402, 400			
	146		402, 700			
	147		403, 000			
	148		403, 200			
	149		403, 400			
	150		403, 700			
	151		404, 000			
	152		404, 200			

	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5（第5条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
		号 紙	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
		2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
		3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
		4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
		5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
		6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
		7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
		8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
		9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
		10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
		11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
		12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
		13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
		14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
		15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
		16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
		17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
		18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
		19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
		20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900

	21	181, 800	247, 400	328, 900	370, 000	441, 400
	22	184, 000	250, 100	330, 500	372, 000	444, 000
	23	186, 200	252, 600	331, 900	373, 700	446, 600
	24	188, 400	255, 300	333, 300	375, 600	449, 100
	25	190, 400	257, 800	335, 200	377, 000	451, 300
	26	192, 600	260, 200	337, 100	378, 700	453, 600
	27	194, 700	262, 500	338, 900	380, 600	456, 100
	28	196, 800	264, 600	340, 700	382, 500	458, 600
	29	198, 900	267, 100	342, 600	384, 200	461, 100
	30	200, 400	269, 200	344, 300	386, 100	463, 600
	31	202, 200	271, 100	345, 800	388, 000	466, 100
	32	203, 900	273, 100	347, 500	389, 900	468, 600
	33	205, 700	274, 800	348, 700	391, 500	470, 900
	34	207, 600	276, 800	350, 100	393, 300	473, 300
	35	209, 500	278, 800	351, 400	394, 900	475, 700
	36	211, 400	280, 600	352, 900	396, 700	478, 200
	37	212, 900	282, 500	354, 100	397, 900	480, 600
	38	214, 800	283, 600	355, 500	399, 400	483, 100
	39	216, 700	284, 800	356, 700	400, 800	485, 500
	40	218, 600	286, 000	358, 100	402, 200	488, 000
	41	220, 400	287, 200	358, 800	403, 600	490, 300
	42	222, 300	287, 900	359, 900	404, 900	492, 500
	43	224, 200	288, 500	361, 100	406, 400	494, 700
	44	226, 100	289, 200	362, 200	408, 000	496, 900
	45	227, 800	289, 900	363, 300	409, 400	498, 600
	46	229, 700	291, 000	364, 500	410, 600	500, 100
	47	231, 500	292, 100	365, 800	412, 200	501, 700
	48	233, 300	293, 200	366, 900	413, 800	503, 200
	49	234, 900	294, 400	368, 000	415, 100	504, 900
	50	236, 700	295, 600	369, 300	416, 500	506, 300
	51	238, 400	296, 600	370, 600	418, 000	507, 700
	52	240, 000	297, 500	371, 900	419, 400	509, 200
	53	241, 300	298, 600	372, 600	420, 800	510, 300
	54	243, 000	299, 600	373, 600	422, 200	511, 500
	55	244, 600	300, 800	374, 500	423, 600	512, 700
	56	246, 100	301, 700	375, 500	425, 000	513, 900
	57	247, 300	302, 200	376, 300	426, 100	514, 800
	58	248, 500	303, 000	377, 100	427, 400	515, 800
	59	249, 400	304, 000	377, 800	428, 800	516, 800
再任用職員以外の職員	60	250, 300	304, 900	378, 500	430, 100	517, 800
	61	251, 300	305, 800	379, 100	430, 900	518, 900
	62	252, 200	306, 900	379, 800	431, 800	519, 800
	63	253, 100	308, 000	380, 700	432, 800	520, 500
	64	254, 000	309, 100	381, 600	433, 700	521, 200
	65	254, 900	309, 900	382, 200	434, 600	522, 000
	66	255, 800	311, 000	383, 000	435, 400	522, 800
	67	256, 600	311, 900	383, 800	436, 000	523, 600
	68	257, 200	312, 900	384, 600	436, 800	524, 400

	69	258, 000	313, 900	385, 200	437, 200	525, 100
	70	259, 300	314, 900	385, 900	437, 800	525, 900
	71	260, 600	316, 000	386, 600	438, 300	526, 700
	72	261, 800	317, 100	387, 300	438, 800	527, 500
	73	263, 100	317, 600	388, 000	439, 300	528, 200
	74	264, 500	318, 600	388, 600		
	75	265, 700	319, 700	389, 200		
	76	266, 700	320, 800	389, 900		
	77	267, 700	321, 900	390, 600		
	78	268, 800	322, 900	391, 200		
	79	270, 000	323, 800	391, 800		
	80	270, 900	324, 700	392, 400		
	81	272, 100	325, 800	393, 000		
	82	273, 300	326, 600	393, 600		
	83	274, 500	327, 300	394, 200		
	84	275, 500	328, 100	394, 800		
	85	276, 600	328, 600	395, 300		
	86	277, 600	329, 100	395, 800		
	87	278, 700	329, 600	396, 300		
	88	279, 700	330, 100	397, 000		
	89	280, 500	330, 400	397, 400		
	90	281, 700	330, 900			
	91	282, 700	331, 400			
	92	283, 900	331, 900			
	93	284, 800	332, 200			
	94	285, 800	332, 600			
	95	286, 800	333, 100			
	96	287, 800	333, 600			
	97	288, 100	334, 100			
	98	289, 000	334, 600			
	99	289, 700	335, 100			
	100	290, 600	335, 600			
	101	291, 500	336, 100			
	102	292, 200	336, 600			
	103	292, 900	337, 100			
	104	293, 600	337, 600			
	105	294, 300	338, 100			
	106	294, 800	338, 500			
	107	295, 300	339, 000			
	108	295, 800	339, 400			
	109	296, 000	339, 900			
	110	296, 400	340, 300			
	111	296, 700	340, 800			
	112	297, 000	341, 200			
	113	297, 300	341, 700			
	114	297, 600	342, 100			
	115	297, 900	342, 600			
	116	298, 200	343, 000			

	117	298, 500	343, 500			
	118	298, 900	343, 900			
	119	299, 200	344, 300			
	120	299, 600	344, 700			
	121	299, 900	345, 100			
再任用職員		217, 500	258, 700	283, 500	325, 900	384, 400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 (第5条関係)

医療職給料表 (1)

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
		号給	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額
			円		円		円		円
	1	253, 600		338, 400		400, 400		471, 700	
	2	256, 100		341, 400		403, 300		474, 000	
	3	258, 600		344, 200		405, 900		476, 200	
	4	261, 100		347, 100		408, 600		478, 500	
	5	263, 300		349, 800		411, 000		480, 700	
	6	267, 100		352, 800		413, 300		482, 900	
	7	270, 900		355, 900		415, 400		485, 100	
	8	274, 700		358, 700		417, 300		487, 300	
	9	278, 300		361, 100		419, 500		489, 300	
	10	282, 300		363, 700		422, 200		491, 400	
	11	286, 300		366, 400		424, 800		493, 500	
	12	290, 300		369, 200		427, 500		495, 600	
	13	294, 000		372, 100		429, 900		497, 700	
	14	298, 000		375, 600		432, 400		499, 800	
	15	301, 900		378, 600		434, 800		501, 900	
	16	305, 700		382, 200		437, 300		504, 000	
	17	309, 300		385, 600		439, 300		506, 100	
	18	312, 800		388, 300		441, 700		508, 100	
	19	316, 300		390, 800		444, 000		510, 100	
	20	319, 800		393, 400		446, 400		512, 100	
	21	323, 400		396, 100		447, 900		513, 900	
	22	327, 100		398, 300		450, 300		515, 700	
	23	330, 500		400, 200		452, 600		517, 600	
	24	333, 800		401, 800		454, 900		519, 500	
	25	337, 300		403, 800		456, 900		521, 200	
	26	339, 800		406, 100		459, 200		523, 000	
	27	342, 400		408, 300		461, 400		524, 800	
	28	344, 700		410, 600		463, 700		526, 600	

	29	347, 100	412, 900	465, 800	528, 200
	30	348, 900	415, 000	468, 100	530, 000
	31	350, 700	417, 000	470, 400	531, 800
	32	352, 700	419, 100	472, 600	533, 600
	33	354, 900	421, 000	474, 600	535, 200
	34	357, 200	422, 800	476, 700	537, 000
	35	359, 300	424, 600	478, 800	538, 700
	36	361, 600	426, 600	480, 900	540, 500
	37	363, 700	428, 500	483, 000	542, 100
	38	366, 100	430, 500	484, 800	543, 700
	39	368, 300	432, 400	486, 600	545, 100
	40	370, 300	434, 400	488, 400	546, 700
	41	372, 500	436, 200	490, 100	548, 200
	42	373, 500	438, 000	491, 900	549, 600
	43	374, 300	439, 700	493, 700	551, 000
	44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300
再任用 職員以 外の職 員	45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500
	46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500
	47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500
	48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
	49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
	50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
	51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
	52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
	53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
	54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
	55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
	56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
	57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
	58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
	59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
	60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100
	61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000
	62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900
	63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800
	64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700
	65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600
	66		469, 700	521, 400	
	67		470, 400	522, 100	
	68		471, 000	523, 000	
	69		471, 300	523, 900	
	70		472, 000	524, 700	
	71		472, 700	525, 600	
	72		473, 400	526, 500	
	73		473, 800	527, 300	
	74		474, 400	528, 200	
	75		475, 100	529, 100	
	76		475, 800	529, 800	

	77		476,200	530,600		
	78		476,800	531,500		
	79		477,400	532,400		
	80		477,900	533,300		
	81		478,500	534,100		
	82		479,000	535,000		
	83		479,500	535,900		
	84		480,000	536,800		
	85		480,400	537,600		
	86		481,000	538,500		
	87		481,400	539,400		
	88		481,900	540,300		
	89		482,400	541,100		
	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400

	15	177, 400	213, 600	246, 500	267, 600	309, 100	355, 100	404, 400
	16	179, 200	215, 200	247, 800	268, 700	311, 100	357, 100	406, 500
	17	181, 100	216, 600	248, 600	270, 200	313, 100	358, 900	408, 300
	18	182, 600	218, 200	249, 800	271, 900	315, 100	360, 900	410, 300
	19	184, 400	219, 900	250, 900	273, 600	317, 200	362, 900	412, 200
	20	186, 200	221, 600	252, 000	275, 300	319, 300	364, 900	414, 300
	21	187, 700	222, 900	253, 400	277, 000	321, 100	366, 700	416, 100
	22	189, 200	224, 400	254, 200	278, 700	323, 100	368, 700	417, 700
	23	190, 700	225, 800	255, 100	280, 400	324, 900	370, 800	419, 300
	24	192, 200	227, 300	256, 000	282, 000	326, 900	372, 900	420, 800
	25	193, 800	228, 500	257, 000	283, 700	328, 600	374, 300	422, 300
	26	195, 100	229, 900	258, 100	285, 400	330, 500	376, 100	423, 600
	27	196, 600	231, 200	259, 200	287, 200	332, 500	377, 900	424, 900
	28	198, 000	232, 400	260, 400	288, 800	334, 500	379, 600	426, 200
	29	199, 500	233, 600	261, 800	290, 200	335, 800	381, 400	427, 500
	30	200, 700	234, 900	263, 400	291, 800	337, 600	382, 900	428, 700
	31	202, 000	236, 400	265, 000	293, 400	339, 300	384, 500	429, 900
	32	203, 300	237, 700	266, 500	295, 100	341, 100	386, 200	431, 000
	33	204, 700	238, 700	267, 800	296, 800	342, 800	387, 500	432, 200
	34	206, 100	240, 000	269, 500	298, 500	344, 600	388, 800	433, 400
	35	207, 400	240, 900	271, 100	300, 300	346, 500	390, 100	434, 600
	36	208, 800	242, 100	272, 700	302, 100	348, 300	391, 300	435, 800
	37	209, 900	243, 400	274, 100	303, 400	350, 100	392, 400	437, 100
	38	211, 200	244, 500	275, 600	305, 100	351, 800	393, 600	437, 900
	39	212, 500	245, 600	277, 200	306, 600	353, 400	394, 700	438, 300
	40	213, 800	246, 700	278, 600	308, 200	355, 100	395, 800	439, 000
	41	214, 900	247, 800	279, 800	309, 900	356, 300	396, 600	439, 500
	42	216, 100	248, 700	281, 200	311, 600	357, 400	397, 400	439, 900
	43	217, 300	249, 600	282, 700	313, 200	358, 600	398, 200	440, 300
	44	218, 500	250, 400	284, 200	314, 900	359, 800	399, 000	440, 700
	45	219, 600	251, 500	285, 700	315, 800	361, 000	399, 400	441, 100
	46	220, 700	252, 800	287, 400	317, 200	361, 800	400, 000	441, 500
	47	221, 700	254, 100	289, 100	318, 700	363, 000	400, 500	441, 900
	48	222, 700	255, 300	290, 700	320, 300	364, 100	400, 900	442, 200
	49	223, 600	256, 800	291, 900	321, 700	365, 100	401, 300	442, 500
	50	224, 500	258, 200	293, 500	323, 000	366, 100	401, 600	442, 900
	51	225, 400	259, 400	294, 800	324, 200	367, 100	401, 900	443, 200
	52	226, 300	260, 600	296, 400	325, 500	368, 100	402, 200	443, 500
	53	226, 600	261, 600	297, 700	326, 600	368, 900	402, 500	443, 800
	54	227, 400	262, 900	299, 200	327, 600	369, 700	402, 800	
再任 用職 員以 外の 職員	55	228, 000	264, 200	300, 600	328, 700	370, 600	403, 100	
	56	228, 800	265, 300	302, 100	329, 700	371, 500	403, 400	
	57	229, 500	266, 100	303, 100	330, 200	372, 000	403, 700	
	58	230, 200	267, 300	304, 300	331, 100	372, 800	404, 000	
	59	230, 800	268, 500	305, 500	331, 900	373, 600	404, 300	
	60	231, 400	269, 600	306, 900	332, 800	374, 400	404, 700	
	61	232, 100	270, 500	308, 200	333, 600	374, 800	404, 900	
	62	232, 700	271, 600	309, 400	333, 900	375, 500	405, 200	

	63	233, 300	272, 700	310, 700	334, 500	376, 200	405, 500	
	64	234, 000	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900	405, 800	
	65	234, 600	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300	406, 000	
	66	235, 300	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900		
	67	236, 000	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600		
	68	236, 700	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200		
	69	237, 300	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600		
	70	237, 900	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100		
	71	238, 500	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600		
	72	239, 000	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100		
	73	239, 600	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700		
	74	240, 300	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200		
	75	241, 000	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800		
	76	241, 500	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400		
	77	241, 900	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900		
	78	242, 400	285, 900	321, 500	343, 300	384, 400		
	79	242, 900	286, 500	322, 000	343, 800	384, 900		
	80	243, 200	287, 100	322, 500	344, 200	385, 400		
	81	243, 500	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700		
	82	243, 800	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200		
	83	244, 100	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600		
	84	244, 400	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000		
	85	244, 700	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400		
	86		289, 500	325, 400	346, 300			
	87		289, 700	325, 600	346, 600			
	88		289, 900	326, 000	346, 900			
	89		290, 300	326, 400	347, 300			
	90		290, 500	326, 800	347, 600			
	91		290, 700	327, 200	348, 000			
	92		290, 900	327, 600	348, 300			
	93		291, 300	327, 900	348, 700			
	94		291, 500	328, 100	349, 000			
	95		291, 700	328, 500	349, 300			
	96		292, 000	328, 800	349, 600			
	97		292, 400	329, 000	349, 900			
	98		292, 700	329, 300	350, 300			
	99		292, 900	329, 600	350, 700			
	100		293, 200	329, 900	351, 100			
	101		293, 500	330, 100	351, 600			
	102		293, 700	330, 400	352, 000			
	103		293, 900	330, 800	352, 400			
	104		294, 200	331, 000	352, 800			
	105		294, 500	331, 200	353, 300			
	106			331, 400				
	107			331, 800				
	108			332, 000				
	109			332, 200				
	110			332, 600				

	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100

	32	219, 700	246, 500	276, 500	300, 900	336, 800	390, 900
	33	221, 000	247, 500	278, 000	302, 300	338, 400	392, 600
	34	222, 300	248, 600	279, 400	303, 800	339, 900	394, 300
	35	223, 600	249, 500	280, 600	305, 400	341, 500	396, 100
	36	224, 900	250, 500	281, 800	307, 000	343, 000	397, 800
	37	226, 000	251, 200	283, 300	308, 300	344, 700	399, 400
	38	227, 400	252, 200	284, 500	309, 700	346, 300	401, 100
	39	228, 700	253, 100	285, 900	311, 100	347, 800	402, 900
	40	230, 100	254, 100	287, 100	312, 700	349, 400	404, 700
	41	231, 000	254, 500	288, 100	314, 200	350, 600	406, 200
	42	232, 400	255, 400	289, 400	315, 600	352, 100	407, 700
	43	233, 700	256, 200	290, 700	317, 000	353, 600	409, 200
	44	235, 100	256, 900	292, 100	318, 500	355, 000	410, 500
	45	236, 300	257, 700	293, 400	319, 300	356, 600	411, 600
	46	237, 700	258, 400	294, 800	320, 700	357, 600	412, 700
	47	239, 000	259, 300	296, 300	322, 100	359, 100	413, 800
	48	240, 300	260, 100	297, 800	323, 600	360, 400	415, 000
	49	241, 200	260, 900	298, 900	324, 700	361, 800	416, 300
	50	242, 300	261, 800	300, 200	326, 100	363, 200	417, 400
	51	243, 300	262, 700	301, 400	327, 400	364, 500	418, 600
	52	244, 300	263, 700	302, 800	328, 700	365, 900	419, 700
	53	245, 000	264, 800	304, 200	330, 100	367, 400	420, 900
	54	246, 000	266, 000	305, 500	331, 500	368, 600	421, 900
	55	246, 900	267, 300	306, 900	332, 900	369, 700	423, 000
	56	247, 800	268, 600	308, 300	334, 200	370, 900	424, 100
	57	248, 500	270, 000	309, 100	335, 100	372, 000	425, 200
	58	249, 500	271, 500	310, 300	336, 400	372, 900	425, 700
	59	250, 100	272, 900	311, 500	337, 600	373, 900	426, 300
	60	250, 900	274, 300	312, 900	338, 900	374, 900	426, 700
	61	251, 700	275, 600	314, 000	340, 000	375, 500	427, 300
	62	252, 500	276, 900	315, 300	340, 900	376, 300	427, 800
	63	253, 300	278, 300	316, 600	342, 100	377, 100	428, 200
	64	254, 100	279, 400	317, 800	343, 400	377, 900	428, 700
	65	254, 800	280, 500	319, 100	344, 500	378, 600	429, 300
	66	255, 500	281, 800	320, 400	345, 700	379, 300	429, 700
	67	256, 300	283, 100	321, 700	346, 900	380, 100	430, 000
	68	257, 000	284, 400	323, 000	348, 000	380, 800	430, 300
	69	257, 800	285, 500	323, 700	349, 000	381, 400	430, 700
	70	258, 600	287, 000	324, 800	350, 000	382, 000	
	71	259, 500	288, 500	325, 900	351, 100	382, 700	
	72	260, 500	289, 900	326, 800	352, 200	383, 300	
	73	261, 800	290, 900	328, 100	353, 000	384, 000	
	74	263, 100	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500	
	75	264, 200	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100	
	76	265, 300	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600	
	77	266, 200	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000	
	78	267, 200	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600	
	79	268, 400	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100	

	80	269, 400	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400	
	81	270, 300	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700	
	82	271, 200	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200	
	83	272, 200	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600	
再任用職員以外の職員	84	273, 100	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900	
	85	273, 900	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200	
	86	274, 700	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700	
	87	275, 600	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200	
	88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600	
	89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900	
	90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300	
	91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800	
	92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200	
	93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600	
	94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400		
	95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800		
	96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100		
	97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700		
	98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200		
	99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700		
	100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200		
	101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800		
	102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300		
	103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800		
	104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200		
	105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800		
	106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300		
	107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800		
	108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300		
	109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900		
	110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300		
	111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800		
	112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300		
	113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900		
	114	293, 700	324, 900	357, 700			
	115	294, 100	325, 300	358, 200			
	116	294, 400	325, 600	358, 600			
	117	294, 700	325, 800	359, 000			
	118	295, 000	326, 100	359, 400			
	119	295, 300	326, 500	359, 900			
	120	295, 700	326, 700	360, 400			
	121	296, 000	326, 900	360, 800			
	122	296, 400	327, 200	361, 300			
	123	296, 700	327, 500	361, 800			
	124	297, 100	327, 800	362, 300			
	125	297, 300	328, 000	362, 600			
	126	297, 500	328, 300				
	127	297, 800	328, 700				

	128	298, 200	328, 900				
	129	298, 400	329, 100				
	130	298, 700	329, 300				
	131	299, 100	329, 700				
	132	299, 500	329, 900				
	133	299, 700	330, 200				
	134	300, 000	330, 600				
	135	300, 400	331, 000				
	136	300, 700	331, 400				
	137	300, 900	331, 700				
	138	301, 200	332, 100				
	139	301, 600	332, 500				
	140	301, 900	332, 900				
	141	302, 100	333, 200				
	142	302, 500	333, 600				
	143	302, 900	333, 900				
	144	303, 200	334, 300				
	145	303, 400	334, 600				
	146	303, 600	335, 000				
	147	303, 900	335, 400				
	148	304, 300	335, 800				
	149	304, 500	336, 100				
	150	304, 700	336, 500				
	151	305, 000	336, 900				
	152	305, 300	337, 300				
	153	305, 700	337, 600				
	154	305, 900					
	155	306, 100					
	156	306, 400					
	157	306, 700					
	158	307, 000					
	159	307, 300					
	160	307, 600					
	161	308, 000					
	162	308, 300					
	163	308, 600					
	164	308, 900					
	165	309, 300					
	166	309, 600					
	167	309, 900					
	168	310, 200					
	169	310, 600					
再任用 職員		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職

員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の97.5」に、「100分の122.5」を「100分の117.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

(沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「397,000」を「398,000」に改め、同条第2項の表中「331,000」を「332,000」に改める。

第6条第3項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第9条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第7条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（沖縄県職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第28条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（沖縄県一

般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第3項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第5条の規定（沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和4年4月1日から、第1条の規定（給与条例第28条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付研究員条例第6条第3項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第5条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

3 令和4年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第5条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第4号議案

沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の155」を「100分の160」に改める。

- (1) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第7条
- (2) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）第4条

第2条 次に掲げる条例の規定中「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

- (1) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例第7条
- (2) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例第4条

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 第1条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ第1条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

期末手当の支給割合を改定する国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮

し、知事等及び特別職の秘書の期末手当の支給割合を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第5号議案

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表50の項中「平成元年外務省令第11号」を「令和4年外務省令第10号」に改め、同項(12)中「第3条第2項」を「第7条第2項」に改め、同項(12)を同項(13)とし、同項(11)中「第3条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項(11)を同項(12)とし、同項(10)中「旅券の」の次に「消印及び」を加え、同項(10)を同項(11)とし、同項中(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、同項(6)中「第12条第1項の規定による」を「第8条第2項若しくは第3項又は第10条第3項の規定により返納される」に改め、「の査証欄の増補の申請」を削り、同項(6)を同項(7)とし、同項(5)中「及び第12条第3項」を削り、同項(5)を同項(6)とし、同項(4)の次に次のように加える。

(5) 法第3条第5項の規定による一般旅券の確認に関する事務

第2条の表50の項に次のように加える。

(14) 施行規則第7条第5項の規定による確認及び書類の提示又は提出に関する事務

附 則

この条例は、令和5年3月27日から施行する。

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

旅券法に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った市町村が処理することとする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3一般旅券発給手数料の項中「2,000円」の次に「（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、1件につき4,000円）」を加え、同表一般旅券査証欄増補手数料の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年3月27日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

旅券法及び旅券法施行令の一部が改正されたことに伴い、発行された一般旅券を受領せず失効させた者が失効の日から5年以内に申請する一般旅券の発給に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第7号議案

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例（平成26年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表中「8,370,810円」を「8,476,510円」に、「1,410円」を「1,620円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

沖縄情報通信センターの情報管理棟及びビジネス棟専用区画の使用料について、額の適正化を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第8号議案

沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「いう。」の次に「又は高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日以後の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和59年沖縄県条例第2号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない企業職員に対する給与の減額について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第9号議案

沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「いう。」の次に「又は高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日以後の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和59年沖縄県条例第2号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない病院事業企業職員に対する給与の減額について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第10号議案

工事請負契約について

離島地区情報通信基盤高度化工事（先島ループ）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 離島地区情報通信基盤高度化工事（先島ループ）
- 2 契約の方法 隨意契約
- 3 契約金額 1,092,850,000円
- 4 契約の相手方 那覇市楚辺1丁目14番16号

西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 古江健太郎

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

離島地区情報通信基盤高度化工事（先島ループ）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第11号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和3年第8回沖縄県議会（定例会）で乙第6号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「718,960,000円」を「727,186,900円」に変更する。

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その7）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第12号議案

土地の処分について

県有地を次のとおり処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 物件の所在地 名護市大中四丁目347番
- 2 処 分 面 積 20,852.03平方メートル
- 3 処分予定価格 246,053,954円
- 4 契約の相手方 名護市港一丁目1番1号

名護市長 渡具知武豊

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

当該土地を処分するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第13号議案

債権の放棄について

都市モノレール建設事業資金貸付契約に基づく都市モノレール建設事業資金貸付金に係る債権の一部放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

1 債権放棄の相手方 那覇市字安次嶺377番地の2 沖縄都市モノレール株式会社

2 放棄金額

(1) 平成13年3月16日に県が沖縄都市モノレール株式会社との間で締結した都市モノレール建設事業資金貸付契約に基づき年利1.422パーセントにより計算した平成29年3月から令和2年3月までの期間に係る利息の額58,394,580円から、当該契約について平成29年3月6日に県が同社との間で締結した都市モノレール建設事業資金貸付契約一部変更契約に基づき年利0.080パーセントにより計算した当該期間に係る利息の額3,285,192円を差し引いた金額 55,109,388円

(2) 平成16年3月19日に県が沖縄都市モノレール株式会社との間で締結した都市モノレール建設事業資金貸付契約に基づき年利0.667パーセントにより計算した平成30年3月から令和25年3月までの期間に係る利息の額114,912,806円から、当該契約について平成30年3月12日に県が同社との間で締結した都市モノレール建設事業資金貸付契約一部変更契約に基づき年利0.080パーセントにより計算した当該期間に係る利息の額30,123,059円を差し引いた金額 84,789,747円

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

県は、沖縄都市モノレール株式会社（以下「モノレール社」という。）に、平成12年度に500,000,000円を、平成15年度に1,759,000,000円を事業資金として貸し付けた。平成12年度に県がモノレール社と締結した貸付契約（以下「12年度原契約」という。）及

び平成15年度に県がモノレール社と締結した貸付契約（以下「15年度原契約」という。）において、貸付利率は、県が金融機関から借り入れた貸付原資となる地方債の利率と同率とすることとされており、貸付当初、12年度原契約に基づく貸付け（以下「12年度貸付け」という。）の貸付利率は年利1.422パーセント、15年度原契約に基づく貸付け（以下「15年度貸付け」という。）の貸付利率は年利1.600パーセントであった。

県は、将来の県の財政負担を軽減するため、平成23年3月、12年度貸付けのために借り入れた地方債の元金残高の全額を金融機関に返済し、平成26年3月、15年度貸付けのために借り入れた地方債の元金残高の一部を年利0.667パーセントの利率で借り換えた。これにより、県が金融機関に支払う利息の額と、モノレール社が県に支払う利息の額に差を生じるに至ったことから、平成28年12月、モノレール社から県に対して利率の見直しに係る協議の申入れがあった。

県は、平成29年3月、12年度貸付けについては、貸付利率を共同発行市場公募債の利率を参照して年利0.080パーセントに見直すこととし、モノレール社と12年度原契約の変更契約（以下「12年度変更契約」という。）を締結した。また、15年度貸付けについても、平成30年3月、県が平成26年3月に借り換えずに返済した元金残高に対応する元金に係る貸付利率を年利0.080パーセントに見直すこととし、モノレール社と15年度原契約の変更契約（以下「15年度変更契約」という。）を締結した。

県は、これらの貸付利率の引下げは、契約に定めのない事項等については県とモノレール社で協議して定める旨の契約条項に該当するものと判断して12年度変更契約及び15年度変更契約を締結したが、これは、引下げ前の利率による利息額と引下げ後の利率による利息額との差額に相当する額について県が受け取るべき利息に係る債権の放棄を伴うものであった。

のことから、契約を有効に成立させるため、地方自治法第96条第1項の規定により、当該債権を放棄する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第14号議案

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

1 事件名 建物明渡等請求事件

2 事件の概要 沖縄県は、県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者に対して、家賃の納入又は県営住宅の明渡しを再三にわたり請求してきたが、当該入居者がこれに応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。

3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

被告 別表のとおり

4 請求の趣旨

(1) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している県営住宅を明け渡せ。

(2) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している県営住宅を明け渡すべき日までの家賃で未納のもの及び明け渡すべき日の翌日から明渡しの日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償金を支払え。

(3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

建物明渡等請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別表

	住所	氏名
1		
2		

乙第15号議案

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 公 の 施 設 の 名 称 沖縄県平和創造の森公園

2 指定管理者となる団体 沖縄市比屋根二丁目15番2号

沖縄文化スポーツイノベーション株式会社

3 指 定 の 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県立石嶺児童園
- 2 指定管理者となる団体 那覇市首里石嶺町4丁目390番地
社会福祉法人偕生会
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第17号議案

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県県民の森
- 2 指定管理者となる団体 沖縄市比屋根二丁目15番2号
沖縄文化スポーツイノベーション株式会社
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第18号議案

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 公の施設の名称 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター

2 指定管理者となる団体 バイオセンター運営共同体

代表者 うるま市字州崎7番地7 一般社団法人トロピカルテクノプラス

那覇市久米2丁目16番25号 ヤシマ工業株式会社

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンター
- 2 指定管理者となる団体 那覇市おもろまち1丁目1番12号
株式会社沖縄ダイケン
- 3 指 定 の 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第20号議案

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 航空機整備施設
- 2 指定管理者となる団体 東京都大田区羽田空港三丁目5番10号
ANAスカイビルサービス株式会社
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第21号議案

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 公の施設の名称 沖縄情報通信センター

2 指定管理者となる団体 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム

代表者 浦添市沢崎二丁目17番1号 株式会社オーシーシー

那覇市久米2丁目16番25号 ヤシマ工業株式会社

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 公の施設の名称 沖縄コンベンションセンター

2 指定管理者となる団体 沖縄コンベンションセンター共同事業体

代表者 那覇市久茂地3丁目1番1号 株式会社沖縄コングレ

大阪府大阪市中央区淡路町三丁目6番13号 株式会社コング
レ

宜野湾市字宇地泊751番地7 株式会社ピーエムエージェン
シー

那覇市字小禄1831番地1 一般財団法人沖縄観光コンベン
ションビューロー

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第23号議案

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 公の施設の名称 万国津梁館

2 指定管理者となる団体 名護市字喜瀬1808番地

ザ・テラスホテルズ株式会社

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第24号議案

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 公 の 施 設 の 名 称 沖縄空手会館

2 指定管理者となる団体 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ

代表者 那覇市松尾1丁目2番3号 OTS MICE MANAGEMENT 株式会社

鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目18番27号 株式会社セイカス
ポートセンター

那覇市久米2丁目33番1号 沖縄ビル管理株式会社

那覇市首里石嶺町4丁目135番地の1 有限会社西原農園

3 指 定 の 期 間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城 康裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第25号議案

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 宜野湾港マリーナ
- 2 指定管理者となる団体 宜野湾市愛知一丁目8番19号
株式会社シーエンジニアリング沖縄
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第26号議案

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県樋川立体駐車場
- 2 指定管理者となる団体 那覇市おもろまち1丁目1番12号
株式会社沖縄ダイケン

- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第27号議案

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県立名護青少年の家
- 2 指定管理者となる団体 沖縄市比屋根二丁目15番2号
沖縄文化スポーツイノベーション株式会社
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第28号議案

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 公の施設の名称 沖縄県立糸満青少年の家

2 指定管理者となる団体 NIKKEI・DAIKENコンソーシアム

代表者 那覇市安里1丁目1番53号 専門学校那覇日経ビジネス（設置者 [REDACTED] 島袋永伸）

那覇市おもろまち1丁目1番12号 株式会社沖縄ダイケン

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県北部医療組合の設立について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、令和5年4月1日から、名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村及び伊是名村と公立沖縄北部医療センター及び公立沖縄北部医療センター附属診療所の建設整備及び管理運営並びに医療従事者の確保に関する事務を共同処理するため、次のとおり規約を定め、沖縄県北部医療組合を設立する。

沖縄県北部医療組合規約

第1章 総則

（組合の名称）

第1条 この組合は、沖縄県北部医療組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、沖縄県、名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村及び伊是名村（以下「関係地方公共団体」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 公立沖縄北部医療センター（以下「北部医療センター」という。）の建設整備及び管理運営に関する事務。
- (2) 北部医療センター附属診療所（以下「附属診療所」という。）の建設整備及び管理運営に関する事務。
- (3) 北部医療センター及び附属診療所における医療従事者の確保に関する事務。

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、名護市に置く。

第2章 組合の議会

（組合の議会の組織及び議員の選挙の方法）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、17人とし、次に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 沖縄県議会議員のうちから沖縄県議会において選挙された者 4人
 - (2) 名護市議会議員のうちから名護市議会において選挙された者 2人
 - (3) 沖縄県及び名護市を除く関係地方公共団体の議会議員のうちから、それぞれの議会において1人ずつ選挙された者 11人
- 2 関係地方公共団体の議長は、前項の選挙が終わったときには、直ちにその結果を管理者に通知しなければならない。

（組合議員の任期等）

第6条 組合議員の任期は、関係地方公共団体の議員としての任期とする。

- 2 組合議員が関係地方公共団体の議会の議員でなくなったときは、組合議員の職を失う。
- 3 組合議員に欠員を生じたときは、関係地方公共団体の議会において速やかに補欠選挙を行う。
- 4 前条第2項の規定は、前項の補欠選挙について準用する。

（議長及び副議長）

第7条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、組合議員のうちから組合の議会で選挙する。

第3章 組合の執行機関

（管理者及び副管理者）

第8条 組合に、管理者1人及び副管理者2人を置く。

- 2 管理者は、沖縄県知事をもって充てる。
- 3 副管理者は、沖縄県副知事及び名護市長をもって充てる。
- 4 管理者の任期は、沖縄県知事としての任期とし、副管理者の任期は、それぞれ沖縄県副知事又は名護市長としての任期とする。ただし、沖縄県知事の職を失ったとき、又は沖縄県副知事若しくは名護市長の職を失ったときは、管理者又は副管理者の職を失う。

（副管理者の職務）

第9条 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代行する。

（会計管理者）

第10条 組合に会計管理者 1 人を置く。

2 会計管理者は、組合の職員のうちから、管理者が命ずる。

(職員)

第11条 前条に定める者のほか、組合に職員を置き、その定数は条例で定める。

2 前項の職員は、管理者が任免する。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員のうちから 1 人及び識見を有する者のうちから 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあっては組合議員としての任期とし、識見を有する者のうちから選任される者にあっては 4 年とする。

4 組合議員のうちから選任された監査委員が組合議員の職を失ったときは、監査委員の職を失う。

第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第13条 組合の経費は、組合の事業から生ずる収入、補助金、地方債、関係地方公共団体からの負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は次の各号のとおり定めるものとする。

(1) 北部医療センターの整備費用に係る借入金の償還に対する支援に要する経費は、県が負担する。

(2) 関係地方公共団体は、北部医療センター及び附属診療所の運営に要する経費に充てるため、当該経費について措置される地方交付税の相当額を負担する。ただし、当該相当額で不足する場合は、不足額は県が負担するものとする。

3 前項の負担金の額は、組合が関係地方公共団体と協議して定める。

第5章 雜則

第14条 法令及びこの規約に定めるもののほか、組合の管理運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

沖縄県北部医療組合の設立について、名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村及び伊是名村と協議をするには、地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第30号議案

当せん金付証票の発売について

令和5年度において、次のように当せん金付証票を発売するものとする。

発売限度額 16,000,000,000円

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

公共事業、市町村振興事業等の費用の財源に充てるため令和5年度において本県が発売する当せん金付証票の発売限度額については、当せん金付証票法第4条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

R70 古紙配合率70%
白色度70%の再生紙を使用しています。